

1. 企業情報

会社名：相田化学工業株式会社
CID番号：CID000019
会社所在地：東京都府中市南町6-15-13
処理した3TG原料：A u
対象期間：2021年1月1日～2023年4月30日

2. RMAP評価サマリー

監査日：2023年5月19日～2023年5月26日
RMAPの最終評価日：2023年10月23日
評価対象期間：2021年1月1日～2023年4月30日
評価企業：SCSグローバルサービス

3. サプライチェーンに関する企業方針

当社は、直接的か間接的かを問わず、高リスク地域および紛争地域における武装グループを利するか、その資金源になる、および/または他の重大な人権侵害をもたらす可能性のある紛争鉱物の使用を回避する目的で、サプライチェーン方針を定めました。

本方針は、本方針の実施に対する支援を確約している上級管理職によるレビューと承認を得ています。本方針は、該当ステークホルダー（サプライヤー、顧客、従業員等）に対して広く提供されている他、当社ウェブサイト（<https://www.aida-j.jp/corporate/material>）からも入手可能です。

4. 管理システム

4-1 管理構造

当社では、「責任ある原料調達方針」を実践するためのマネジメントシステムを構築すると共に、「サプライチェーン・デューデリジエンスマニュアル」、「サプライチェーン・デューデリジエンス実施規程」等を構築しており、これらを網羅しシステム全体の責任者として上級管理職を選任しています。システムの運用管理及び評価をコンプライアンス責任者が行っています。

デューデリジエンスマニュアルに従い、作業に従事する当社従業員には、年1回以上教育訓練を実施し、周知徹底しております。最近の教育訓練は2023年3月に行いました。

該当する当社従業員は、基本方針のもと、「サプライチェーン・デューデリジエンスマニュアル」、「サプライチェーン・デューデリジエンス実施規程」を遵守し、サプライチェーン・デューデリジエンスのために編制した組織を中心に関連組織と連携し責任を果たします。懸念材料があれば、上級管理職、コンプライアンス責任者、原料購買責任者、原料管理責任者に報告し対処します。

金を含有する材料は当社搬入時に検査し、個々に識別番号を付けて登録して管理されます。この記録は5年間保管されいつでも照会することが出来ます。

高リスク地域の特定方法はRMIグローバルリスクマップを用いて評価ソースの閾値の見直しを行い値の更新を定期的に行っています。

4-2 社内の管理システム

当社では金を供給する予定の取引先毎にサプライチェーンデューデリジエンスを実施しています。公的機関発行の書類で事業の合法性を検証し、事業やサプライチェーンに関連するリスクがあるかどうかを判断します。国際的な制裁リストに企業の受益者が記載されていないかも確認しています。さらに、国内では取引先に訪問してDDを行い、「高リスク」であるかの判断

をしています。その後、コンプライアンス責任者はKYCの結果を基に取引のレビューを行いサプライチェーン、材料の種類、重量、品質、および文書の完全性を確認します。高リスクが特定された場合、コンプライアンス責任者は、上級管理職に、危険信号または不一致を報告します。上級管理職は追加のDDを指示しサプライチェーンのリスクを特定します。コンプライアンス責任者は特定されたリスクに対して適切なリスク緩和策・管理計画を策定し、上級管理職に提示します。その後、継続的に軽減活動の監視を行います。リスク軽減を実行できない、または認められない場合はサプライヤーとの契約を解除します。軽減の取り組みを行う間の取引を一時停止する場合があります。計画に従って対処されていることを確認しリスクが十分なレベルまで軽減された場合は取引を継続します。評価対象期間中に緩和策・管理計画を策定する必要がある取引はありませんでした。

海外のサプライヤーと取引する際はDD調査と同じタイミングで材料の原産地と輸送に関連する危険信号を確認します。材料の受領時には調査内容と材料の整合性を確認して材料関連のリスクと危険信号の特定を行います。関係当事者からの苦情処理、および情報伝達は、当社ウェブサイト (<https://www.aida-j.jp/contact>) から問い合わせることができます。評価対象期間中に苦情はありませんでした。

4-3 記録保持システム

当社では、サプライチェーン・デュー・デリジエンスに関わるすべての文書・記録を文書毎に保管期間を定め適切に保管・管理しています。

5. リスクの特定

取引を始める前にサプライヤーのデュー・デリジエンスを行い原料の種類、原産地、材料の通過ルート、サプライヤーまたは受益者の場所について確認します。サプライヤーデュー・デリジエンスを通じて取得した情報を使用してすべての国を特定しマッピングを行います。特定された全ての国を「紛争地域及び高リスク地域の確認シート」を用いて識別し、取引の都度リスクを評価します。新規の取引先で閾値に該当するものがある場合は追加のデュー・デリジエンス調査も行います。既存の取引先の場合はこれまで取引のあった原料の種類、重量、品質、原産地等でない場合は追加のデュー・デリジエンス調査を行います。

当社では、以下の情報ソースに基づき、人権侵害、政治腐敗、解放戦争、反乱、内戦等の武力による紛争、広範にわたる暴力もしくは人々に危害が及ぶその他のリスクの高い国・地域を特定する。下記 1 から 9 の情報ソースから CAHRA を特定しています。閾値は RMI のグローバルリスクマップを基準として値を決定しています。

1. 米国ドッド=フランク法の規定する対象国 (DFA 1502)
2. 「EU リスト」該当国 (EU2017/821)
3. 米国、英国、EU、国連の制裁リスト対象国
4. Heidelberg Conflict Barometer
5. UNITED NATIONS DEVELOPMENT PROGRAMME
6. Transparency International
7. FATF
8. UN Human Rights Office
9. Global Anti-Money Laundering Research Tool

海外のサプライヤーと取引する際は DD 調査と同じタイミングで高リスク地域であるかの確認を実施し、サプライチェーンにおけるリスク評価をします。調査の結果はコンプライアンス責任者及び上級管理職に報告を行います。上級管理職は取引の可否を判定します。リスクが特定された場合は追加の DD 調査を行います。判定結果はコンプライアンス責任者及び上級管理職に報告を行います。上級管理職は取引の可否を判定します。

コンプライアンス責任者は、すべての一次材料の原産地やトランジットルートなどの、すべてのサプライヤーの取引相手方周知（Know Your Counterparty=KYC）を通じて取得した情報を使用してサプライチェーンのリスクを特定します。特定されたリスクに対して適切なリスク緩和策・管理計画を策定し、上級管理職に提示します。リスク軽減及び管理計画に関する進捗報告と更新は、3ヵ月ごとに行われます。継続的にリスク監視を行い、リスク軽減の取り組みの有効性を評価し、緩和が必要なリスクについて、または状況の変化後に必要に応じて、事実とリスクについての追加の評価を行います。評価対象期間中に緩和策・管理計画を策定する必要がある取引はありませんでした。

リスクの評価

当社は、高リスク地域に特定された高リスクのサプライチェーンに対して、追加的なDD調査を行いました。

追加的なDD調査は、原料の発生工場から、出荷港までのサプライチェーンの個々の会社（輸送業者を含む）を対象として、信頼できる中立的な情報源から文書、データを用いて企業情報の検証を行った。事業登記簿の確認やリアルタイム映像での現地確認を行うと共に、資産凍結者リスト、経済制裁者リスト（SDN）の情報を確認した。

その結果、OECDガイダンス付属書IIで定められている高リスクサプライチェーンに該当するものではありませんでした。

以上